10月の日程　2025年末交渉開始

働きやすさの向上で魅力ある職場に

J-WING
日本航空ユニオン宣伝ニュース
No 279(17−01)
2025年 9 月 29 日

Tel:03-5756-8690　URL http://www.jlu.co.jp　e-mail honbu@jlu.co.jp

日付	10月の取り組み
1	
2	御巣鷹山慰霊登山
3	
4	
5	
6	
7	フェニックスビラ7:30～8:30　PM 中央執行委員会
8	17-01 中央委員会 10:30～
9	
10	
11	
12	
13	
14	PM 中央執行委員会
15	

スト権投票

25年末回答指定日は１１月４日

日付	10月の取り組み
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	PM 中央執行委員会
29	
30	JCA　休憩裁判　東京高裁　14：30～
31	

25年末スト権投票 9／28まで

休憩問題で JJP の労組が係争中

JLU と同じく、航空安全会議に加盟しているジェットスター・クルー・アソシエーション（JCA＝JJP の客室乗務員と運航乗務員による組合）は、JAL が株式の 50%を保有する JJP を相手に、いくつかの争議を起こしています。

その中でも、航空業界で特に注目されているのが、休憩問題裁判です。JJP の CA は、1 日に計 4 便に乗務することが多く、便間は最短 35 分に設定されています。この間に、乗客の降機確認、セキュリティチェック、さらに清掃業務まで担っており、実質的な休憩が取れません。会社側は、「飛行中のキャビンクルーレスト」を労働基準法の「休憩」にあたると主張しましたが、東京地裁は「乗務中は機長の指揮命令下にあり、労働時間に該当する」と判断しました。ANA も、中労委の調査の中で、「ステイタイムは、乗務時間よりも相対的にみて精神的肉体的に緊張度の低い」と主張しており、客室乗務員の休憩のあり方をめぐる議論は大きな波紋を広げています。

JCA の休憩裁判は会社が控訴しているため、東京高裁での審理が続いています。CA の休憩や次の出勤までの休息を十分に確保しなければ、大量採用をしても次々に辞めてしまう事態になりかねません。いわゆる「憧れ搾取」と批判されないよう、各社の対応に注目が集まっています。

JCA 係争中の事件

① 不当労働行為救済事件
25.03.06　千葉県労委で組合勝利。会社が再審査を申立て、中労委で係争中

② 休憩問題裁判
25.04.22　東京地裁で勝利判決。その後会社が控訴して東京高裁へ

③ 未払い賃金請求裁判
25.09.11　東京地裁で全面勝訴
「一方的な賃下げは無効」

JCA 休憩裁判を傍聴で支援しよう!

10 月 30 日　東京高裁 14：30～

詳細は JCA のホームページで、または JLU 本部に連絡を

整備の休憩時間・労働時間に問題は？

CA の休憩問題だけではなく、整備の現場でも「休憩の確保」や「労働時間の扱い」をめぐる課題があります。現場からの声を整理してみました。

① フリート業務の休憩時間
現場を事務所から支援するフリート業務は、突発対応や連絡待機が続き、PC の前から動けない、食事もまともに取れない、という声があります。

② 着替えとアルコール検査の時間
着替えやアルコール検査の時間については、「時短か手当を」と訴えてきましたが、会社の対応は、始終業に各 5 分の「準備時間」を設けるにとどまっています。

③ ボランティア活動への派遣
各種イベントへの参加は、社会貢献や会社の宣伝に重要ですが、「事実上の強制では？」との声もあり、労務管理の観点で整理が必要です。

④ 出張時の移動時間
会社に立ち寄るために早出している時間に、残業が付いているかは、あいまいです。さらに高価な器材を監視しながら運搬する場合は、労働時間と認められた判例もあり、扱いの明確化が必要です。

こうした論点は、職場での働きやすさ、従業員満足度に直結するものです。年末交渉で取り上げることもあり得ますが、裁判で訴えなくても整備本部の中で話し合えば改善できる話です。

開催決定！

25 年末 JU 集会オンライン

休憩問題、飲酒問題、人員不足に部品不足
問題はいろいろあるけれど、仲間と一緒に考えて
働きやすい JAL グループに

☆10 月最終週に開催できるように調整中です。
お時間が合えばご参加を！続報をお待ちください。

【J-WING279（17-01）号　2025,09,29】

10月の日程　2025年末交渉開始

働きやすさの向上で魅力ある職場に

J-WING
日本航空ユニオン宣伝ニュース
No 279(17−01)
2025年 9 月 29 日

Tel:03-5756-8690　URL http://www.jlu.co.jp　e-mail honbu@jlu.co.jp

日付	10月の取り組み
1	
2	御巣鷹山慰霊登山
3	
4	
5	
6	
7	フェニックスビラ7:30～8:30　PM 中央執行委員会
8	17-01 中央委員会 10:30～
9	
10	
11	
12	
13	
14	PM 中央執行委員会
15	

スト権投票

25年末回答指定日は１１月４日

日付	10月の取り組み
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	PM 中央執行委員会
29	
30	JCA　休憩裁判　東京高裁　14：30～
31	

25年末スト権投票 9／28まで

休憩問題で JJP の労組が係争中

JLU と同じく、航空安全会議に加盟しているジェットスター・クルー・アソシエーション（JCA＝JJP の客室乗務員と運航乗務員による組合）は、JAL が株式の 50%を保有する JJP を相手に、いくつかの争議を起こしています。

その中でも、航空業界で特に注目されているのが、休憩問題裁判です。JJP の CA は、1 日に計 4 便に乗務することが多く、便間は最短 35 分に設定されています。この間に、乗客の降機確認、セキュリティチェック、さらに清掃業務まで担っており、実質的な休憩が取れません。会社側は、「飛行中のキャビンクルーレスト」を労働基準法の「休憩」にあたると主張しましたが、東京地裁は「乗務中は機長の指揮命令下にあり、労働時間に該当する」と判断しました。ANA も、中労委の調査の中で、「ステイタイムは、乗務時間よりも相対的にみて精神的肉体的に緊張度の低い」と主張しており、客室乗務員の休憩のあり方をめぐる議論は大きな波紋を広げています。

JCA の休憩裁判は会社が控訴しているため、東京高裁での審理が続いています。CA の休憩や次の出勤までの休息を十分に確保しなければ、大量採用をしても次々に辞めてしまう事態になりかねません。いわゆる「憧れ搾取」と批判されないよう、各社の対応に注目が集まっています。

JCA 係争中の事件

① 不当労働行為救済事件
25.03.06　千葉県労委で組合勝利。会社が再審査を申立て、中労委で係争中

② 休憩問題裁判
25.04.22　東京地裁で勝利判決。その後会社が控訴して東京高裁へ

③ 未払い賃金請求裁判
25.09.11　東京地裁で全面勝訴
「一方的な賃下げは無効」

JCA 休憩裁判を傍聴で支援しよう!

10 月 30 日　東京高裁 14：30～

詳細は JCA のホームページで、または JLU 本部に連絡を

整備の休憩時間・労働時間に問題は？

CA の休憩問題だけではなく、整備の現場でも「休憩の確保」や「労働時間の扱い」をめぐる課題があります。現場からの声を整理してみました。

① フリート業務の休憩時間
現場を事務所から支援するフリート業務は、突発対応や連絡待機が続き、PC の前から動けない、食事もまともに取れない、という声があります。

② 着替えとアルコール検査の時間
着替えやアルコール検査の時間については、「時短か手当を」と訴えてきましたが、会社の対応は、始終業に各 5 分の「準備時間」を設けるにとどまっています。

③ ボランティア活動への派遣
各種イベントへの参加は、社会貢献や会社の宣伝に重要ですが、「事実上の強制では？」との声もあり、労務管理の観点で整理が必要です。

④ 出張時の移動時間
会社に立ち寄るために早出している時間に、残業が付いているかは、あいまいです。さらに高価な器材を監視しながら運搬する場合は、労働時間と認められた判例もあり、扱いの明確化が必要です。

こうした論点は、職場での働きやすさ、従業員満足度に直結するものです。年末交渉で取り上げることもあり得ますが、裁判で訴えなくても整備本部の中で話し合えば改善できる話です。

開催決定！

25 年末 JU 集会オンライン

休憩問題、飲酒問題、人員不足に部品不足
問題はいろいろあるけれど、仲間と一緒に考えて
働きやすい JAL グループに

☆10 月最終週に開催できるように調整中です。
お時間が合えばご参加を！続報をお待ちください。

【J-WING279（17-01）号　2025,09,29】

10月の日程　2025年末交渉開始

働きやすさの向上で魅力ある職場に

J-WING
日本航空ユニオン宣伝ニュース
No 279(17−01)
2025年 9 月 29 日

Tel:03-5756-8690　URL http://www.jlu.co.jp　e-mail honbu@jlu.co.jp

日付	10月の取り組み
1	
2	御巣鷹山慰霊登山
3	
4	
5	
6	
7	フェニックスビラ7:30～8:30　PM 中央執行委員会
8	17-01 中央委員会 10:30～
9	
10	
11	
12	
13	
14	PM 中央執行委員会
15	

スト権投票

25年末回答指定日は１１月４日

日付	10月の取り組み
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	PM 中央執行委員会
29	
30	JCA　休憩裁判　東京高裁　14：30～
31	

25年末スト権投票 9／28まで

休憩問題で JJP の労組が係争中

JLU と同じく、航空安全会議に加盟しているジェットスター・クルー・アソシエーション（JCA＝JJP の客室乗務員と運航乗務員による組合）は、JAL が株式の 50%を保有する JJP を相手に、いくつかの争議を起こしています。

その中でも、航空業界で特に注目されているのが、休憩問題裁判です。JJP の CA は、1 日に計 4 便に乗務することが多く、便間は最短 35 分に設定されています。この間に、乗客の降機確認、セキュリティチェック、さらに清掃業務まで担っており、実質的な休憩が取れません。会社側は、「飛行中のキャビンクルーレスト」を労働基準法の「休憩」にあたると主張しましたが、東京地裁は「乗務中は機長の指揮命令下にあり、労働時間に該当する」と判断しました。ANA も、中労委の調査の中で、「ステイタイムは、乗務時間よりも相対的にみて精神的肉体的に緊張度の低い」と主張しており、客室乗務員の休憩のあり方をめぐる議論は大きな波紋を広げています。

JCA の休憩裁判は会社が控訴しているため、東京高裁での審理が続いています。CA の休憩や次の出勤までの休息を十分に確保しなければ、大量採用をしても次々に辞めてしまう事態になりかねません。いわゆる「憧れ搾取」と批判されないよう、各社の対応に注目が集まっています。

JCA 係争中の事件

① 不当労働行為救済事件
25.03.06　千葉県労委で組合勝利。会社が再審査を申立て、中労委で係争中

② 休憩問題裁判
25.04.22　東京地裁で勝利判決。その後会社が控訴して東京高裁へ

③ 未払い賃金請求裁判
25.09.11　東京地裁で全面勝訴
「一方的な賃下げは無効」

JCA 休憩裁判を傍聴で支援しよう!

10 月 30 日　東京高裁 14：30～

詳細は JCA のホームページで、または JLU 本部に連絡を

整備の休憩時間・労働時間に問題は？

CA の休憩問題だけではなく、整備の現場でも「休憩の確保」や「労働時間の扱い」をめぐる課題があります。現場からの声を整理してみました。

① フリート業務の休憩時間
現場を事務所から支援するフリート業務は、突発対応や連絡待機が続き、PC の前から動けない、食事もまともに取れない、という声があります。

② 着替えとアルコール検査の時間
着替えやアルコール検査の時間については、「時短か手当を」と訴えてきましたが、会社の対応は、始終業に各 5 分の「準備時間」を設けるにとどまっています。

③ ボランティア活動への派遣
各種イベントへの参加は、社会貢献や会社の宣伝に重要ですが、「事実上の強制では？」との声もあり、労務管理の観点で整理が必要です。

④ 出張時の移動時間
会社に立ち寄るために早出している時間に、残業が付いているかは、あいまいです。さらに高価な器材を監視しながら運搬する場合は、労働時間と認められた判例もあり、扱いの明確化が必要です。

こうした論点は、職場での働きやすさ、従業員満足度に直結するものです。年末交渉で取り上げることもあり得ますが、裁判で訴えなくても整備本部の中で話し合えば改善できる話です。

開催決定！

25 年末 JU 集会オンライン

休憩問題、飲酒問題、人員不足に部品不足
問題はいろいろあるけれど、仲間と一緒に考えて
働きやすい JAL グループに

☆10 月最終週に開催できるように調整中です。
お時間が合えばご参加を！続報をお待ちください。

【J-WING279（17-01）号　2025,09,29】

10月の日程　2025年末交渉開始

働きやすさの向上で魅力ある職場に

J-WING
日本航空ユニオン宣伝ニュース
No 279(17−01)
2025年 9 月 29 日

Tel:03-5756-8690　URL http://www.jlu.co.jp　e-mail honbu@jlu.co.jp

日付	10月の取り組み
1	
2	御巣鷹山慰霊登山
3	
4	
5	
6	
7	フェニックスビラ7:30～8:30　PM 中央執行委員会
8	17-01 中央委員会 10:30～
9	
10	
11	
12	
13	
14	PM 中央執行委員会
15	

スト権投票

25年末回答指定日は１１月４日

日付	10月の取り組み
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	PM 中央執行委員会
29	
30	JCA　休憩裁判　東京高裁　14：30～
31	

25年末スト権投票 9／28まで

休憩問題で JJP の労組が係争中

JLU と同じく、航空安全会議に加盟しているジェットスター・クルー・アソシエーション（JCA＝JJP の客室乗務員と運航乗務員による組合）は、JAL が株式の 50%を保有する JJP を相手に、いくつかの争議を起こしています。

その中でも、航空業界で特に注目されているのが、休憩問題裁判です。JJP の CA は、1 日に計 4 便に乗務することが多く、便間は最短 35 分に設定されています。この間に、乗客の降機確認、セキュリティチェック、さらに清掃業務まで担っており、実質的な休憩が取れません。会社側は、「飛行中のキャビンクルーレスト」を労働基準法の「休憩」にあたると主張しましたが、東京地裁は「乗務中は機長の指揮命令下にあり、労働時間に該当する」と判断しました。ANA も、中労委の調査の中で、「ステイタイムは、乗務時間よりも相対的にみて精神的肉体的に緊張度の低い」と主張しており、客室乗務員の休憩のあり方をめぐる議論は大きな波紋を広げています。

JCA の休憩裁判は会社が控訴しているため、東京高裁での審理が続いています。CA の休憩や次の出勤までの休息を十分に確保しなければ、大量採用をしても次々に辞めてしまう事態になりかねません。いわゆる「憧れ搾取」と批判されないよう、各社の対応に注目が集まっています。

JCA 係争中の事件

① 不当労働行為救済事件
25.03.06　千葉県労委で組合勝利。会社が再審査を申立て、中労委で係争中

② 休憩問題裁判
25.04.22　東京地裁で勝利判決。その後会社が控訴して東京高裁へ

③ 未払い賃金請求裁判
25.09.11　東京地裁で全面勝訴
「一方的な賃下げは無効」

JCA 休憩裁判を傍聴で支援しよう!

10 月 30 日　東京高裁 14：30～

詳細は JCA のホームページで、または JLU 本部に連絡を

整備の休憩時間・労働時間に問題は？

CA の休憩問題だけではなく、整備の現場でも「休憩の確保」や「労働時間の扱い」をめぐる課題があります。現場からの声を整理してみました。

① フリート業務の休憩時間
現場を事務所から支援するフリート業務は、突発対応や連絡待機が続き、PC の前から動けない、食事もまともに取れない、という声があります。

② 着替えとアルコール検査の時間
着替えやアルコール検査の時間については、「時短か手当を」と訴えてきましたが、会社の対応は、始終業に各 5 分の「準備時間」を設けるにとどまっています。

③ ボランティア活動への派遣
各種イベントへの参加は、社会貢献や会社の宣伝に重要ですが、「事実上の強制では？」との声もあり、労務管理の観点で整理が必要です。

④ 出張時の移動時間
会社に立ち寄るために早出している時間に、残業が付いているかは、あいまいです。さらに高価な器材を監視しながら運搬する場合は、労働時間と認められた判例もあり、扱いの明確化が必要です。

こうした論点は、職場での働きやすさ、従業員満足度に直結するものです。年末交渉で取り上げることもあり得ますが、裁判で訴えなくても整備本部の中で話し合えば改善できる話です。

開催決定！

25 年末 JU 集会オンライン

休憩問題、飲酒問題、人員不足に部品不足
問題はいろいろあるけれど、仲間と一緒に考えて
働きやすい JAL グループに

☆10 月最終週に開催できるように調整中です。
お時間が合えばご参加を！続報をお待ちください。

【J-WING279（17-01）号　2025,09,29】

10月の日程　2025年末交渉開始

働きやすさの向上で魅力ある職場に

J-WING
日本航空ユニオン宣伝ニュース
No 279(17−01)
2025年 9 月 29 日

Tel:03-5756-8690　URL http://www.jlu.co.jp　e-mail honbu@jlu.co.jp

日付	10月の取り組み
1	
2	御巣鷹山慰霊登山
3	
4	
5	
6	
7	フェニックスビラ7:30～8:30　PM 中央執行委員会
8	17-01 中央委員会 10:30～
9	
10	
11	
12	
13	
14	PM 中央執行委員会
15	

スト権投票

25年末回答指定日は１１月４日

日付	10月の取り組み
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	PM 中央執行委員会
29	
30	JCA　休憩裁判　東京高裁　14：30～
31	

25年末スト権投票 9／28まで

休憩問題で JJP の労組が係争中

JLU と同じく、航空安全会議に加盟しているジェットスター・クルー・アソシエーション（JCA＝JJP の客室乗務員と運航乗務員による組合）は、JAL が株式の 50%を保有する JJP を相手に、いくつかの争議を起こしています。

その中でも、航空業界で特に注目されているのが、休憩問題裁判です。JJP の CA は、1 日に計 4 便に乗務することが多く、便間は最短 35 分に設定されています。この間に、乗客の降機確認、セキュリティチェック、さらに清掃業務まで担っており、実質的な休憩が取れません。会社側は、「飛行中のキャビンクルーレスト」を労働基準法の「休憩」にあたると主張しましたが、東京地裁は「乗務中は機長の指揮命令下にあり、労働時間に該当する」と判断しました。ANA も、中労委の調査の中で、「ステイタイムは、乗務時間よりも相対的にみて精神的肉体的に緊張度の低い」と主張しており、客室乗務員の休憩のあり方をめぐる議論は大きな波紋を広げています。

JCA の休憩裁判は会社が控訴しているため、東京高裁での審理が続いています。CA の休憩や次の出勤までの休息を十分に確保しなければ、大量採用をしても次々に辞めてしまう事態になりかねません。いわゆる「憧れ搾取」と批判されないよう、各社の対応に注目が集まっています。

JCA 係争中の事件

① 不当労働行為救済事件
25.03.06　千葉県労委で組合勝利。会社が再審査を申立て、中労委で係争中

② 休憩問題裁判
25.04.22　東京地裁で勝利判決。その後会社が控訴して東京高裁へ

③ 未払い賃金請求裁判
25.09.11　東京地裁で全面勝訴
「一方的な賃下げは無効」

JCA 休憩裁判を傍聴で支援しよう!

10 月 30 日　東京高裁 14：30～

詳細は JCA のホームページで、または JLU 本部に連絡を

整備の休憩時間・労働時間に問題は？

CA の休憩問題だけではなく、整備の現場でも「休憩の確保」や「労働時間の扱い」をめぐる課題があります。現場からの声を整理してみました。

① フリート業務の休憩時間
現場を事務所から支援するフリート業務は、突発対応や連絡待機が続き、PC の前から動けない、食事もまともに取れない、という声があります。

② 着替えとアルコール検査の時間
着替えやアルコール検査の時間については、「時短か手当を」と訴えてきましたが、会社の対応は、始終業に各 5 分の「準備時間」を設けるにとどまっています。

③ ボランティア活動への派遣
各種イベントへの参加は、社会貢献や会社の宣伝に重要ですが、「事実上の強制では？」との声もあり、労務管理の観点で整理が必要です。

④ 出張時の移動時間
会社に立ち寄るために早出している時間に、残業が付いているかは、あいまいです。さらに高価な器材を監視しながら運搬する場合は、労働時間と認められた判例もあり、扱いの明確化が必要です。

こうした論点は、職場での働きやすさ、従業員満足度に直結するものです。年末交渉で取り上げることもあり得ますが、裁判で訴えなくても整備本部の中で話し合えば改善できる話です。

開催決定！

25 年末 JU 集会オンライン

休憩問題、飲酒問題、人員不足に部品不足
問題はいろいろあるけれど、仲間と一緒に考えて
働きやすい JAL グループに

☆10 月最終週に開催できるように調整中です。
お時間が合えばご参加を！続報をお待ちください。

【J-WING279（17-01）号　2025,09,29】

10月の日程　2025年末交渉開始

働きやすさの向上で魅力ある職場に

J-WING
日本航空ユニオン宣伝ニュース
No 279(17−01)
2025年 9 月 29 日

Tel:03-5756-8690　URL http://www.jlu.co.jp　e-mail honbu@jlu.co.jp

日付	10月の取り組み
1	
2	御巣鷹山慰霊登山
3	
4	
5	
6	
7	フェニックスビラ7:30～8:30　PM 中央執行委員会
8	17-01 中央委員会 10:30～
9	
10	
11	
12	
13	
14	PM 中央執行委員会
15	

スト権投票

25年末回答指定日は１１月４日

日付	10月の取り組み
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	PM 中央執行委員会
29	
30	JCA　休憩裁判　東京高裁　14：30～
31	

25年末スト権投票 9／28まで

休憩問題で JJP の労組が係争中

JLU と同じく、航空安全会議に加盟しているジェットスター・クルー・アソシエーション（JCA＝JJP の客室乗務員と運航乗務員による組合）は、JAL が株式の 50%を保有する JJP を相手に、いくつかの争議を起こしています。

その中でも、航空業界で特に注目されているのが、休憩問題裁判です。JJP の CA は、1 日に計 4 便に乗務することが多く、便間は最短 35 分に設定されています。この間に、乗客の降機確認、セキュリティチェック、さらに清掃業務まで担っており、実質的な休憩が取れません。会社側は、「飛行中のキャビンクルーレスト」を労働基準法の「休憩」にあたると主張しましたが、東京地裁は「乗務中は機長の指揮命令下にあり、労働時間に該当する」と判断しました。ANA も、中労委の調査の中で、「ステイタイムは、乗務時間よりも相対的にみて精神的肉体的に緊張度の低い」と主張しており、客室乗務員の休憩のあり方をめぐる議論は大きな波紋を広げています。

JCA の休憩裁判は会社が控訴しているため、東京高裁での審理が続いています。CA の休憩や次の出勤までの休息を十分に確保しなければ、大量採用をしても次々に辞めてしまう事態になりかねません。いわゆる「憧れ搾取」と批判されないよう、各社の対応に注目が集まっています。

JCA 係争中の事件

① 不当労働行為救済事件
25.03.06　千葉県労委で組合勝利。会社が再審査を申立て、中労委で係争中

② 休憩問題裁判
25.04.22　東京地裁で勝利判決。その後会社が控訴して東京高裁へ

③ 未払い賃金請求裁判
25.09.11　東京地裁で全面勝訴
「一方的な賃下げは無効」

JCA 休憩裁判を傍聴で支援しよう!

10 月 30 日　東京高裁 14：30～

詳細は JCA のホームページで、または JLU 本部に連絡を

整備の休憩時間・労働時間に問題は？

CA の休憩問題だけではなく、整備の現場でも「休憩の確保」や「労働時間の扱い」をめぐる課題があります。現場からの声を整理してみました。

① フリート業務の休憩時間
現場を事務所から支援するフリート業務は、突発対応や連絡待機が続き、PC の前から動けない、食事もまともに取れない、という声があります。

② 着替えとアルコール検査の時間
着替えやアルコール検査の時間については、「時短か手当を」と訴えてきましたが、会社の対応は、始終業に各 5 分の「準備時間」を設けるにとどまっています。

③ ボランティア活動への派遣
各種イベントへの参加は、社会貢献や会社の宣伝に重要ですが、「事実上の強制では？」との声もあり、労務管理の観点で整理が必要です。

④ 出張時の移動時間
会社に立ち寄るために早出している時間に、残業が付いているかは、あいまいです。さらに高価な器材を監視しながら運搬する場合は、労働時間と認められた判例もあり、扱いの明確化が必要です。

こうした論点は、職場での働きやすさ、従業員満足度に直結するものです。年末交渉で取り上げることもあり得ますが、裁判で訴えなくても整備本部の中で話し合えば改善できる話です。

開催決定！

25 年末 JU 集会オンライン

休憩問題、飲酒問題、人員不足に部品不足
問題はいろいろあるけれど、仲間と一緒に考えて
働きやすい JAL グループに

☆10 月最終週に開催できるように調整中です。
お時間が合えばご参加を！続報をお待ちください。

【J-WING279（17-01）号　2025,09,29】

10月の日程　2025年末交渉開始

働きやすさの向上で魅力ある職場に

J-WING
日本航空ユニオン宣伝ニュース
No 279(17−01)
2025年 9 月 29 日

Tel:03-5756-8690　URL http://www.jlu.co.jp　e-mail honbu@jlu.co.jp

日付	10月の取り組み
1	
2	御巣鷹山慰霊登山
3	
4	
5	
6	
7	フェニックスビラ7:30～8:30　PM 中央執行委員会
8	17-01 中央委員会 10:30～
9	
10	
11	
12	
13	
14	PM 中央執行委員会
15	

スト権投票

25年末回答指定日は１１月４日

日付	10月の取り組み
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	PM 中央執行委員会
29	
30	JCA　休憩裁判　東京高裁　14：30～
31	

25年末スト権投票 9／28まで

休憩問題で JJP の労組が係争中

JLU と同じく、航空安全会議に加盟しているジェットスター・クルー・アソシエーション（JCA＝JJP の客室乗務員と運航乗務員による組合）は、JAL が株式の 50%を保有する JJP を相手に、いくつかの争議を起こしています。

その中でも、航空業界で特に注目されているのが、休憩問題裁判です。JJP の CA は、1 日に計 4 便に乗務することが多く、便間は最短 35 分に設定されています。この間に、乗客の降機確認、セキュリティチェック、さらに清掃業務まで担っており、実質的な休憩が取れません。会社側は、「飛行中のキャビンクルーレスト」を労働基準法の「休憩」にあたると主張しましたが、東京地裁は「乗務中は機長の指揮命令下にあり、労働時間に該当する」と判断しました。ANA も、中労委の調査の中で、「ステイタイムは、乗務時間よりも相対的にみて精神的肉体的に緊張度の低い」と主張しており、客室乗務員の休憩のあり方をめぐる議論は大きな波紋を広げています。

JCA の休憩裁判は会社が控訴しているため、東京高裁での審理が続いています。CA の休憩や次の出勤までの休息を十分に確保しなければ、大量採用をしても次々に辞めてしまう事態になりかねません。いわゆる「憧れ搾取」と批判されないよう、各社の対応に注目が集まっています。

JCA 係争中の事件

① 不当労働行為救済事件
25.03.06　千葉県労委で組合勝利。会社が再審査を申立て、中労委で係争中

② 休憩問題裁判
25.04.22　東京地裁で勝利判決。その後会社が控訴して東京高裁へ

③ 未払い賃金請求裁判
25.09.11　東京地裁で全面勝訴
「一方的な賃下げは無効」

JCA 休憩裁判を傍聴で支援しよう!

10 月 30 日　東京高裁 14：30～

詳細は JCA のホームページで、または JLU 本部に連絡を

整備の休憩時間・労働時間に問題は？

CA の休憩問題だけではなく、整備の現場でも「休憩の確保」や「労働時間の扱い」をめぐる課題があります。現場からの声を整理してみました。

① フリート業務の休憩時間
現場を事務所から支援するフリート業務は、突発対応や連絡待機が続き、PC の前から動けない、食事もまともに取れない、という声があります。

② 着替えとアルコール検査の時間
着替えやアルコール検査の時間については、「時短か手当を」と訴えてきましたが、会社の対応は、始終業に各 5 分の「準備時間」を設けるにとどまっています。

③ ボランティア活動への派遣
各種イベントへの参加は、社会貢献や会社の宣伝に重要ですが、「事実上の強制では？」との声もあり、労務管理の観点で整理が必要です。

④ 出張時の移動時間
会社に立ち寄るために早出している時間に、残業が付いているかは、あいまいです。さらに高価な器材を監視しながら運搬する場合は、労働時間と認められた判例もあり、扱いの明確化が必要です。

こうした論点は、職場での働きやすさ、従業員満足度に直結するものです。年末交渉で取り上げることもあり得ますが、裁判で訴えなくても整備本部の中で話し合えば改善できる話です。

開催決定！

25 年末 JU 集会オンライン

休憩問題、飲酒問題、人員不足に部品不足
問題はいろいろあるけれど、仲間と一緒に考えて
働きやすい JAL グループに

☆10 月最終週に開催できるように調整中です。
お時間が合えばご参加を！続報をお待ちください。

【J-WING279（17-01）号　2025,09,29】

10月の日程　2025年末交渉開始

働きやすさの向上で魅力ある職場に

J-WING
日本航空ユニオン宣伝ニュース
No 279(17−01)
2025年 9 月 29 日

Tel:03-5756-8690　URL http://www.jlu.co.jp　e-mail honbu@jlu.co.jp

日付	10月の取り組み
1	
2	御巣鷹山慰霊登山
3	
4	
5	
6	
7	フェニックスビラ7:30～8:30　PM 中央執行委員会
8	17-01 中央委員会 10:30～
9	
10	
11	
12	
13	
14	PM 中央執行委員会
15	

スト権投票

25年末回答指定日は１１月４日

日付	10月の取り組み
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	PM 中央執行委員会
29	
30	JCA　休憩裁判　東京高裁　14：30～
31	

25年末スト権投票 9／28まで

休憩問題で JJP の労組が係争中

JLU と同じく、航空安全会議に加盟しているジェットスター・クルー・アソシエーション（JCA＝JJP の客室乗務員と運航乗務員による組合）は、JAL が株式の 50%を保有する JJP を相手に、いくつかの争議を起こしています。

その中でも、航空業界で特に注目されているのが、休憩問題裁判です。JJP の CA は、1 日に計 4 便に乗務することが多く、便間は最短 35 分に設定されています。この間に、乗客の降機確認、セキュリティチェック、さらに清掃業務まで担っており、実質的な休憩が取れません。会社側は、「飛行中のキャビンクルーレスト」を労働基準法の「休憩」にあたると主張しましたが、東京地裁は「乗務中は機長の指揮命令下にあり、労働時間に該当する」と判断しました。ANA も、中労委の調査の中で、「ステイタイムは、乗務時間よりも相対的にみて精神的肉体的に緊張度の低い」と主張しており、客室乗務員の休憩のあり方をめぐる議論は大きな波紋を広げています。

JCA の休憩裁判は会社が控訴しているため、東京高裁での審理が続いています。CA の休憩や次の出勤までの休息を十分に確保しなければ、大量採用をしても次々に辞めてしまう事態になりかねません。いわゆる「憧れ搾取」と批判されないよう、各社の対応に注目が集まっています。

JCA 係争中の事件

① 不当労働行為救済事件
25.03.06　千葉県労委で組合勝利。会社が再審査を申立て、中労委で係争中

② 休憩問題裁判
25.04.22　東京地裁で勝利判決。その後会社が控訴して東京高裁へ

③ 未払い賃金請求裁判
25.09.11　東京地裁で全面勝訴
「一方的な賃下げは無効」

JCA 休憩裁判を傍聴で支援しよう!

10 月 30 日　東京高裁 14：30～

詳細は JCA のホームページで、または JLU 本部に連絡を

整備の休憩時間・労働時間に問題は？

CA の休憩問題だけではなく、整備の現場でも「休憩の確保」や「労働時間の扱い」をめぐる課題があります。現場からの声を整理してみました。

① フリート業務の休憩時間
現場を事務所から支援するフリート業務は、突発対応や連絡待機が続き、PC の前から動けない、食事もまともに取れない、という声があります。

② 着替えとアルコール検査の時間
着替えやアルコール検査の時間については、「時短か手当を」と訴えてきましたが、会社の対応は、始終業に各 5 分の「準備時間」を設けるにとどまっています。

③ ボランティア活動への派遣
各種イベントへの参加は、社会貢献や会社の宣伝に重要ですが、「事実上の強制では？」との声もあり、労務管理の観点で整理が必要です。

④ 出張時の移動時間
会社に立ち寄るために早出している時間に、残業が付いているかは、あいまいです。さらに高価な器材を監視しながら運搬する場合は、労働時間と認められた判例もあり、扱いの明確化が必要です。

こうした論点は、職場での働きやすさ、従業員満足度に直結するものです。年末交渉で取り上げることもあり得ますが、裁判で訴えなくても整備本部の中で話し合えば改善できる話です。

開催決定！

25 年末 JU 集会オンライン

休憩問題、飲酒問題、人員不足に部品不足
問題はいろいろあるけれど、仲間と一緒に考えて
働きやすい JAL グループに

☆10 月最終週に開催できるように調整中です。
お時間が合えばご参加を！続報をお待ちください。

【J-WING279（17-01）号　2025,09,29】

10月の日程　2025年末交渉開始

働きやすさの向上で魅力ある職場に

J-WING
日本航空ユニオン宣伝ニュース
No 279(17−01)
2025年 9 月 29 日

Tel:03-5756-8690　URL http://www.jlu.co.jp　e-mail honbu@jlu.co.jp

日付	10月の取り組み
1	
2	御巣鷹山慰霊登山
3	
4	
5	
6	
7	フェニックスビラ7:30～8:30　PM 中央執行委員会
8	17-01 中央委員会 10:30～
9	
10	
11	
12	
13	
14	PM 中央執行委員会
15	

スト権投票

25年末回答指定日は１１月４日

日付	10月の取り組み
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	PM 中央執行委員会
29	
30	JCA　休憩裁判　東京高裁　14：30～
31	

25年末スト権投票 9／28まで

休憩問題で JJP の労組が係争中

JLU と同じく、航空安全会議に加盟しているジェットスター・クルー・アソシエーション（JCA＝JJP の客室乗務員と運航乗務員による組合）は、JAL が株式の 50%を保有する JJP を相手に、いくつかの争議を起こしています。

その中でも、航空業界で特に注目されているのが、休憩問題裁判です。JJP の CA は、1 日に計 4 便に乗務することが多く、便間は最短 35 分に設定されています。この間に、乗客の降機確認、セキュリティチェック、さらに清掃業務まで担っており、実質的な休憩が取れません。会社側は、「飛行中のキャビンクルーレスト」を労働基準法の「休憩」にあたると主張しましたが、東京地裁は「乗務中は機長の指揮命令下にあり、労働時間に該当する」と判断しました。ANA も、中労委の調査の中で、「ステイタイムは、乗務時間よりも相対的にみて精神的肉体的に緊張度の低い」と主張しており、客室乗務員の休憩のあり方をめぐる議論は大きな波紋を広げています。

JCA の休憩裁判は会社が控訴しているため、東京高裁での審理が続いています。CA の休憩や次の出勤までの休息を十分に確保しなければ、大量採用をしても次々に辞めてしまう事態になりかねません。いわゆる「憧れ搾取」と批判されないよう、各社の対応に注目が集まっています。

JCA 係争中の事件

① 不当労働行為救済事件
25.03.06　千葉県労委で組合勝利。会社が再審査を申立て、中労委で係争中

② 休憩問題裁判
25.04.22　東京地裁で勝利判決。その後会社が控訴して東京高裁へ

③ 未払い賃金請求裁判
25.09.11　東京地裁で全面勝訴
「一方的な賃下げは無効」

JCA 休憩裁判を傍聴で支援しよう!

10 月 30 日　東京高裁 14：30～

詳細は JCA のホームページで、または JLU 本部に連絡を

整備の休憩時間・労働時間に問題は？

CA の休憩問題だけではなく、整備の現場でも「休憩の確保」や「労働時間の扱い」をめぐる課題があります。現場からの声を整理してみました。

① フリート業務の休憩時間
現場を事務所から支援するフリート業務は、突発対応や連絡待機が続き、PC の前から動けない、食事もまともに取れない、という声があります。

② 着替えとアルコール検査の時間
着替えやアルコール検査の時間については、「時短か手当を」と訴えてきましたが、会社の対応は、始終業に各 5 分の「準備時間」を設けるにとどまっています。

③ ボランティア活動への派遣
各種イベントへの参加は、社会貢献や会社の宣伝に重要ですが、「事実上の強制では？」との声もあり、労務管理の観点で整理が必要です。

④ 出張時の移動時間
会社に立ち寄るために早出している時間に、残業が付いているかは、あいまいです。さらに高価な器材を監視しながら運搬する場合は、労働時間と認められた判例もあり、扱いの明確化が必要です。

こうした論点は、職場での働きやすさ、従業員満足度に直結するものです。年末交渉で取り上げることもあり得ますが、裁判で訴えなくても整備本部の中で話し合えば改善できる話です。

開催決定！

25 年末 JU 集会オンライン

休憩問題、飲酒問題、人員不足に部品不足
問題はいろいろあるけれど、仲間と一緒に考えて
働きやすい JAL グループに

☆10 月最終週に開催できるように調整中です。
お時間が合えばご参加を！続報をお待ちください。

【J-WING279（17-01）号　2025,09,29】

10月の日程　2025年末交渉開始

働きやすさの向上で魅力ある職場に

J-WING
日本航空ユニオン宣伝ニュース
No 279(17−01)
2025年 9 月 29 日

Tel:03-5756-8690　URL http://www.jlu.co.jp　e-mail honbu@jlu.co.jp

日付	10月の取り組み
1	
2	御巣鷹山慰霊登山
3	
4	
5	
6	
7	フェニックスビラ7:30～8:30　PM 中央執行委員会
8	17-01 中央委員会 10:30～
9	
10	
11	
12	
13	
14	PM 中央執行委員会
15	

スト権投票

25年末回答指定日は１１月４日

日付	10月の取り組み
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	PM 中央執行委員会
29	
30	JCA　休憩裁判　東京高裁　14：30～
31	

25年末スト権投票 9／28まで

休憩問題で JJP の労組が係争中

JLU と同じく、航空安全会議に加盟しているジェットスター・クルー・アソシエーション（JCA＝JJP の客室乗務員と運航乗務員による組合）は、JAL が株式の 50%を保有する JJP を相手に、いくつかの争議を起こしています。

その中でも、航空業界で特に注目されているのが、休憩問題裁判です。JJP の CA は、1 日に計 4 便に乗務することが多く、便間は最短 35 分に設定されています。この間に、乗客の降機確認、セキュリティチェック、さらに清掃業務まで担っており、実質的な休憩が取れません。会社側は、「飛行中のキャビンクルーレスト」を労働基準法の「休憩」にあたると主張しましたが、東京地裁は「乗務中は機長の指揮命令下にあり、労働時間に該当する」と判断しました。ANA も、中労委の調査の中で、「ステイタイムは、乗務時間よりも相対的にみて精神的肉体的に緊張度の低い」と主張しており、客室乗務員の休憩のあり方をめぐる議論は大きな波紋を広げています。

JCA の休憩裁判は会社が控訴しているため、東京高裁での審理が続いています。CA の休憩や次の出勤までの休息を十分に確保しなければ、大量採用をしても次々に辞めてしまう事態になりかねません。いわゆる「憧れ搾取」と批判されないよう、各社の対応に注目が集まっています。

JCA 係争中の事件

① 不当労働行為救済事件
25.03.06　千葉県労委で組合勝利。会社が再審査を申立て、中労委で係争中

② 休憩問題裁判
25.04.22　東京地裁で勝利判決。その後会社が控訴して東京高裁へ

③ 未払い賃金請求裁判
25.09.11　東京地裁で全面勝訴
「一方的な賃下げは無効」

JCA 休憩裁判を傍聴で支援しよう!

10 月 30 日　東京高裁 14：30～

詳細は JCA のホームページで、または JLU 本部に連絡を

整備の休憩時間・労働時間に問題は？

CA の休憩問題だけではなく、整備の現場でも「休憩の確保」や「労働時間の扱い」をめぐる課題があります。現場からの声を整理してみました。

① フリート業務の休憩時間
現場を事務所から支援するフリート業務は、突発対応や連絡待機が続き、PC の前から動けない、食事もまともに取れない、という声があります。

② 着替えとアルコール検査の時間
着替えやアルコール検査の時間については、「時短か手当を」と訴えてきましたが、会社の対応は、始終業に各 5 分の「準備時間」を設けるにとどまっています。

③ ボランティア活動への派遣
各種イベントへの参加は、社会貢献や会社の宣伝に重要ですが、「事実上の強制では？」との声もあり、労務管理の観点で整理が必要です。

④ 出張時の移動時間
会社に立ち寄るために早出している時間に、残業が付いているかは、あいまいです。さらに高価な器材を監視しながら運搬する場合は、労働時間と認められた判例もあり、扱いの明確化が必要です。

こうした論点は、職場での働きやすさ、従業員満足度に直結するものです。年末交渉で取り上げることもあり得ますが、裁判で訴えなくても整備本部の中で話し合えば改善できる話です。

開催決定！

25 年末 JU 集会オンライン

休憩問題、飲酒問題、人員不足に部品不足
問題はいろいろあるけれど、仲間と一緒に考えて
働きやすい JAL グループに

☆10 月最終週に開催できるように調整中です。
お時間が合えばご参加を！続報をお待ちください。

【J-WING279（17-01）号　2025,09,29】

10月の日程　2025年末交渉開始

働きやすさの向上で魅力ある職場に

J-WING
日本航空ユニオン宣伝ニュース
No 279(17−01)
2025年 9 月 29 日

Tel:03-5756-8690　URL http://www.jlu.co.jp　e-mail honbu@jlu.co.jp

日付	10月の取り組み
1	
2	御巣鷹山慰霊登山
3	
4	
5	
6	
7	フェニックスビラ7:30～8:30　PM 中央執行委員会
8	17-01 中央委員会 10:30～
9	
10	
11	
12	
13	
14	PM 中央執行委員会
15	

スト権投票

25年末回答指定日は１１月４日

日付	10月の取り組み
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	PM 中央執行委員会
29	
30	JCA　休憩裁判　東京高裁　14：30～
31	

25年末スト権投票 9／28まで

休憩問題で JJP の労組が係争中

JLU と同じく、航空安全会議に加盟しているジェットスター・クルー・アソシエーション（JCA＝JJP の客室乗務員と運航乗務員による組合）は、JAL が株式の 50%を保有する JJP を相手に、いくつかの争議を起こしています。

その中でも、航空業界で特に注目されているのが、休憩問題裁判です。JJP の CA は、1 日に計 4 便に乗務することが多く、便間は最短 35 分に設定されています。この間に、乗客の降機確認、セキュリティチェック、さらに清掃業務まで担っており、実質的な休憩が取れません。会社側は、「飛行中のキャビンクルーレスト」を労働基準法の「休憩」にあたると主張しましたが、東京地裁は「乗務中は機長の指揮命令下にあり、労働時間に該当する」と判断しました。ANA も、中労委の調査の中で、「ステイタイムは、乗務時間よりも相対的にみて精神的肉体的に緊張度の低い」と主張しており、客室乗務員の休憩のあり方をめぐる議論は大きな波紋を広げています。

JCA の休憩裁判は会社が控訴しているため、東京高裁での審理が続いています。CA の休憩や次の出勤までの休息を十分に確保しなければ、大量採用をしても次々に辞めてしまう事態になりかねません。いわゆる「憧れ搾取」と批判されないよう、各社の対応に注目が集まっています。

JCA 係争中の事件

① 不当労働行為救済事件
25.03.06　千葉県労委で組合勝利。会社が再審査を申立て、中労委で係争中

② 休憩問題裁判
25.04.22　東京地裁で勝利判決。その後会社が控訴して東京高裁へ

③ 未払い賃金請求裁判
25.09.11　東京地裁で全面勝訴
「一方的な賃下げは無効」

JCA 休憩裁判を傍聴で支援しよう!

10 月 30 日　東京高裁 14：30～

詳細は JCA のホームページで、または JLU 本部に連絡を

整備の休憩時間・労働時間に問題は？

CA の休憩問題だけではなく、整備の現場でも「休憩の確保」や「労働時間の扱い」をめぐる課題があります。現場からの声を整理してみました。

① フリート業務の休憩時間
現場を事務所から支援するフリート業務は、突発対応や連絡待機が続き、PC の前から動けない、食事もまともに取れない、という声があります。

② 着替えとアルコール検査の時間
着替えやアルコール検査の時間については、「時短か手当を」と訴えてきましたが、会社の対応は、始終業に各 5 分の「準備時間」を設けるにとどまっています。

③ ボランティア活動への派遣
各種イベントへの参加は、社会貢献や会社の宣伝に重要ですが、「事実上の強制では？」との声もあり、労務管理の観点で整理が必要です。

④ 出張時の移動時間
会社に立ち寄るために早出している時間に、残業が付いているかは、あいまいです。さらに高価な器材を監視しながら運搬する場合は、労働時間と認められた判例もあり、扱いの明確化が必要です。

こうした論点は、職場での働きやすさ、従業員満足度に直結するものです。年末交渉で取り上げることもあり得ますが、裁判で訴えなくても整備本部の中で話し合えば改善できる話です。

開催決定！

25 年末 JU 集会オンライン

休憩問題、飲酒問題、人員不足に部品不足
問題はいろいろあるけれど、仲間と一緒に考えて
働きやすい JAL グループに

☆10 月最終週に開催できるように調整中です。
お時間が合えばご参加を！続報をお待ちください。

【J-WING279（17-01）号　2025,09,29】